

豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書（案）

豪雪地帯では、豪雪地帯対策特別措置法（以下「豪雪法」）に基づき、雪害防除等の対策が推進され、特に、特別豪雪地帯においては、基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設整備に関する特例措置の実施により、冬季の生活環境の向上が図られてきたところである。

一方、近年では、過疎化・高齢化の進行による地域の克雪力の低下により、高齢者の除排雪中における死傷事故や積雪による空き家の倒壊が発生しているほか、気候変動の影響による短期集中的な降雪等により、大規模な交通障害をはじめとした甚大な被害が生じるなど、多様な課題が明らかになっている。本県においても、平成30年に国道8号で、令和3年に北陸自動車道で、いずれも大規模な車両滞留が発生し、地域住民の生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼした。

こうした中、令和3年度末までとされている豪雪法の特例措置が終了した場合、基幹道路等の整備が進まなくなることが懸念されるため、当該特例措置を継続して地域の施設整備等を着実に促進することに加え、顕在化した豪雪地帯の様々な課題に迅速に対応するためには、更なる支援策が必要である。

よって、国においては、豪雪地帯を活力と魅力ある地域として維持し、住民の安全・安心な生活を確保するため、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設整備に関する豪雪法の特例措置を10年間延長すること。
- 2 豪雪地帯の住民の安全・安心な生活を確保するため、雪処理の担い手確保等の豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど、総合的な対策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月24日

福井県議会